

鈴鹿市公告第10号

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるとされる農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、関係書類は、鈴鹿市産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和6年2月14日

鈴鹿市長 末 松 則 子